

第12号議案

中間市市税条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年3月6日提出

中間市長 松下 俊男

中間市市税条例の一部を改正する条例

中間市市税条例(昭和45年中間市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第54条第7項中「第10条の2の11」を「第10条の2の10」に改める。

第95条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第9条を次のように改める。

第9条 削除

附則第16条の2第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則に次の1条を加える。

(個人の市民税の税率の特例等)

第25条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第9条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

(2) 第95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等(この条例による改正前の市税条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。)に係るこの条例による改正前の市税条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

中間市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則(第1条―第6条)</p> <p>第2節 賦課徴収(第7条―第22条)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税(第23条―第53条の12)</p> <p>第2節 固定資産税(第54条―第79条)</p> <p>第3節 軽自動車税(第80条―第91条)</p> <p>第4節 市たばこ税(第92条―第102条)</p> <p>第5節 削除</p> <p>第6節 特別土地保有税(第131条―第140条の7)</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税(第141条―第149条)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則(第1条―第6条)</p> <p>第2節 賦課徴収(第7条―第22条)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税(第23条―第53条の12)</p> <p>第2節 固定資産税(第54条―第79条)</p> <p>第3節 軽自動車税(第80条―第91条)</p> <p>第4節 市たばこ税(第92条―第102条)</p> <p>第5節 削除</p> <p>第6節 特別土地保有税(第131条―第140条の7)</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税(第141条―第149条)</p> <p>附則</p>
<p>本則</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第2節 固定資産税</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則</p>	<p>本則</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第2節 固定資産税</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則</p>

第10条の2の10で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第4節 市たばこ税

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

附 則

第9条 削除

(たばこ税の税率の特例)

第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。

2 (略)

(個人の市民税の税率の特例等)

第10条の2の11で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第4節 市たばこ税

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき4,618円とする。

附 則

(市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)

第9条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第53条の8及び第53条の12第1項の規定の適用については、これらの規定中「第53条の4」とあるのは、「第53条の4並びに附則第9条第1項」とする。

(たばこ税の税率の特例)

第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,190円とする。

2 (略)

(新設)

第 25 条 平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 500 円を加算した額とする。